2023 年度　宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業

木質バイオマスストーブ 補助金のご案内

宍粟市では、温暖化ガスの削減とエネルギー自給率の向上のため、木質バイオマスストーブの導入について、費用の一部を助成します。

1．対象者

以下のいずれかに該当する方

① 市内に住所を有する方

② 市内に事務所を有する個人・法人

※ いずれも市税の滞納のない方に限ります。

※ 同じ申請者（同一世帯の方を含む）による事業について、補助金交付は１回限りです。

2．対象設備

木質バイオマスを燃料とする暖房機器で市内に設置するもの （薪ストーブ、ペレットストーブ等）

※ 15,000 円以上の未使用品に限ります。

3．補助金額

購入および設置に要する費用のうち、実支出額の２分の１以内の額（上限 20 万円）

※ 1,000 円未満の端数は切捨てです。

4．申請の流れ

申 請 者	宍 粟 市
設置工事	
交付申請 →	受付・審査
交付決定通知の受取 ←	交付決定
	現地検査
補助金請求 →	補助金の振込み

設置工事（工事の必要のないものは納品）の完了後、**３か月以内に**交付申請が必要です

5．受付期間

2023 年４月３日（月）から 2024 年３月 29 日（金）まで

※ 上記の期間内で、設置工事（工事の必要のないものは納品）の完了後、**３か月以内に**申請してください。ただし、設置工事完了から現地検査までが年度内に完了するものに限ります。

※ 上記の期間内であっても、補助金予算の残額がなくなった時点で、受付を終了します。

６．申請の方法

【提出書類】

記入書類	① 補助金等交付申請書 ② 事業報告書 ③ 収支決算書 ④ 同意書 ⑤ 役員等名簿（申請者が法人等の場合） ⑥ 委任状（施工業者等が代行申請する場合） ⑦ 誓約書
添付書類	⑧ カタログの写し（本体の型式名や仕様等の記載されたページ） ⑨ 完成写真（カラー写真でストーブ、煙突等を撮影したもの） ⑩ 請求書の写し ⑪ 領収書の写し ⑫ 契約書の写し（設置工事等により契約書がある場合） ⑬ その他市長が必要と認める書類

【提出方法】

森林環境課の窓口へ持参してください。（郵送は不可）

７．補助金の請求

交付決定通知書を受け取った後、補助金等請求書の様式に必要事項を記入のうえ、森林環境課の窓口に持参または郵送してください。

８．留意事項

- 申請者は補助事業に関する書類、帳簿等を整備し、事業完了の翌年度から５年間保存する必要があります。
- 市長が補助金の交付に関して必要があると認める場合は、補助事業者等に対して報告を求め、書類等の検査や、補助事業者の事務所等に立ち入って帳簿などの調査を行う場合があります。
- 導入後５年間は、補助事業により取得した機器等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供する場合は、財産処分承認申請書により市長の承認を受ける必要があります。
- 申請に当たっては、宍粟市補助金等交付規則および宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。
- CO_2削減効果などの検証のため、アンケート調査にご協力をお願いすることがあります。

９．その他

- 薪・ペレットのストーブ・燃料の取扱いのある市内事業者の情報を公開しています。詳しくは宍粟市ホームページをご覧いただくか、森林環境課にお問合せ下さい。

【担当窓口・書類提出先】
宍粟市役所　産業部　森林環境課　環境企画係
〒671-2593　宍粟市山崎町中広瀬133番地６　（宍粟市役所　本庁舎２階）
電話：0790-63-3065　　FAX：0790-63-1282　　メール：kankyokikaku-kk@city.shiso.lg.jp